

岐阜県公報

号外(一) 平成二十一年七月十四日

目次

岐阜県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	三
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(国際課)	五
岐阜県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例	(人づくり文化課)	六
岐阜県歯科技工士試験委員等設置条例及び岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(医療整備課)	六
岐阜県地域自殺対策緊急強化基金条例	(保健医療課)	七
岐阜県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例	(高齢福祉課)	八
岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例	(同)	八
岐阜県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例	(障害福祉課)	九
岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(子ども家庭課)	〇
岐阜県森林整備加速化・林業再生基金条例	(林政課)	〇
岐阜県地域活性化・公共投資基金条例	(建設政策課)	〇
岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(公共建築住宅課)	一
岐阜県地域グリーン・ニューディール基金条例	(環境生活政策課)	一

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県税条例の一部を改正する条例(条例第四九号)

一 県民税

個人が、平成二十二年及び平成二十三年中に取得した土地で、所有期間が五年を超えるものの譲渡をした場合に、長期譲渡所得から一、〇〇〇万円を控除することとした。(附則第一〇条関係)

二 不動産取得税

1 農地保有合理化法人が取得する土地に係る納税義務の免除及び課税標準の特例措置について、対象に「農業経営基盤強化促進法」に規定する農地利用集積円滑化団体が取得する土地を追加することとした。(第五八条の六、第五八条の七、附則第七条及び附則第七条の七関係)

2 「農業経営基盤強化促進法」に規定する農地所有者代理事業により取得する農用地区域内にある土地について、当該取得が平成二十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除することとした。(附則第七条関係)

3 資源生産性革新計画又は中小企業承継事業再生計画に従ってなされた事業の譲渡又は資産の譲渡に伴う不動産の取得に対して課する不動産取得税について、税額から価格の六分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額することとした。(附則第七条の四関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 この条例は、一部の規定を除き、「農地法等の一部を改正する法律」の施行の日から施行することとした。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第五〇号)

一 「旅券法」に基づく知事の権限に属する事務の一部を揖斐川町、大野町及び池田町が処理することとするために、必要な事項を定めることとした。(別表第一関係)

二 この条例は、平成二十二年一月一日から施行することとした。

岐阜県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例(条例第五十一号)

一 経済情勢及び雇用情勢の悪化により高等学校等での修学が困難な生徒に対する修学の支援に要する資金に充てるため、岐阜県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金を設置することとした。(本則関係)

二 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。(附則

第二項関係)

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県歯科技工士試験委員等設置条例及び岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第五十二号)

一 「歯科技工士法」等の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、一部の規定を除き、平成二十二年九月一日から施行することとした。

岐阜県地域自殺対策緊急強化基金条例(条例第五十三号)

一 自殺対策の強化を図るための事業に要する資金に充てるため、岐阜県地域自殺対策緊急強化基金を設置することとした。(本則関係)

二 この条例は、平成二十四年二月三十一日限り、その効力を失うこととした。(附則

第二項関係)

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例(条例第五十四号)

一 介護職員の処遇改善等に要する資金に充てるため、岐阜県介護職員処遇改善等臨時特例基金を設置することとした。(本則関係)

二 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。(附則

第二項関係)

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例(条例第五十五号)

一 地域密着型介護老人福祉施設等の整備事業に要する資金に充てるため、岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特例基金を設置することとした。(本則関係)

二 この条例は、平成二十四年六月三十一日限り、その効力を失うこととした。(附則

第二項関係)

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例(条例第五十六号)

一 社会福祉施設等の耐震化整備事業及びスプリンクラー整備事業に要する資金に充てるため、岐阜県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を設置することとした。(本則関係)

二 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。(附則

第二項関係)

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第五十七号)

一 岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例が効力を失う日を平成二十三年三月一日から平成二十七年三月三十一日に変更することとした。(附則第二項関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県森林整備加速化・林業再生基金条例(条例第五十八号)

一 間伐等の森林整備の加速化及び間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図るための事業に要する資金に充てるため、岐阜県森林整備加速化・林業再生基金を設置することとした。(本則関係)

二 この条例は、平成二十四年六月三十一日限り、その効力を失うこととした。(附則

第二項関係)

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県地域活性化・公共投資基金条例(条例第五十九号)

一 地域における公共投資事業に要する資金に充てるため、岐阜県地域活性化・公共投資基金を設置することとした。(本則関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第六十号)

一 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定に要する費用等として、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等を新たに徴収することとした。(別表第一関係)

二 この条例は、平成二十二年八月一日から施行することとした。

岐阜県地域グリーンニューデール基金条例(条例第六十一号)

一 地球温暖化対策等の環境問題の解決を図るための事業に要する資金に充てるた

め、岐阜県地域グリーンニューディール基金を設置することとした。(本則関係)

二 この条例は、平成二十四年五月三十一日限り、その効力を失うこととした。(附則第二項関係)

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

岐阜県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十九号

岐阜県条例の一部を改正する条例

岐阜県条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五十八条の六の見出し中「農地保有合理化事業に係る」を「農地保有合理化法人等の」に改め、同条第一項中「第四条第二項に規定する農地保有合理化法人が、同項第一号」を「第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体(以下この条及び次条において「農地保有合理化法人等」という。)が、同法第四条第二項第一号」に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改め、同条第二項中「法人」を「農地保有合理化法人等」に改める。

第五十八条の七第二項中「農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改め、同条第三項中「農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に改める。

第五十八条の七の三第一項中「農地法」の下に、「(昭和二十七年法律第二百二十九号)を加え、「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

第八十四条中「第六十二条第一項の検査の申請者」を「第六十二条第二項(同法第六

十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定により自動車検査証の返付を受けようとする者」に、「第九十七条の二に規定する」を「第九十七条の二第一項の」に、「その検査」を「その自動車検査証の返付」に改める。

附則第五条第二項中「第五条の四第一項」の下に、「第五条の四の二第一項」を加える。

附則第七条第六項中「第四条第二項に規定する農地保有合理化法人が、同項第一号」を「第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が、同法第四条第二項第一号」に、「平成十年度」を「平成二十一年度」に、「平成十年四月一日」を「農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)の施行の日」に改め、同条第二十項を次のように改める。

20 農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号イに規定する農地所有者代理事業により農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得(第二項の規定の適用を受ける土地の取得を除く。)に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額(当該取得が他の土地との交換による取得である場合にあつては、当該三分の一に相当する額又は当該交換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格(当該交換によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令附則第七条第二十四項に規定するところにより、知事が法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に相当する額のいずれが多い額)を価格から控除するものとする。

附則第七条第二十一項中「第七条第二十四項」を「第七条第二十五項」に改め、同条第二十二項中「第七条第二十五項」を「第七条第二十六項」に、「第七条第二十六項」を「第七条第二十七項」に改め、同条第二十三項中「第七条第二十七項」を「第七条第二十八項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に、「施行令附則第七条第二十八項」を「同条第二十九項」に改め、同条第二十四項中「第八条第一項」を「第八条第二項第一号」に、「農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域」を「農用地区域」に、「農業経営基盤強化促進法第二十七条の三第三項」を「農地法第三十五条第二項」に、「第二十七条の四第二項」を「第三十六条第二項」に、「当該取得が」を「当該取得が農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)の施行の日から」に、「に行われた」

を「の間に行われた」に改め、同条第二十七項中「第七条第三十項」を「第七条第三十一項」に改め、同条第二十八項中「第七条第三十一項」を「第七条第三十二項」に、「第七条第三十二項」を「第七条第三十三項」に改め、同条第三十項中「文化財保護法」の下に「(昭和二十五年法律第二百十四号)」を加え、「第七条第三十三項」を「第七条第三十四項」に改め、同条第三十二項中「(昭和二十五年法律第二百十四号)」を削り、「第七条第三十四項」を「第七条第三十五項」に改める。

附則第七条の四第七項中「平成二十一年四月一日」を「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十九号)の施行の日」に、「同表第三号」を「同表第二号及び第五号」に改め、同項の表第一号中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同表第二号を削り、同表第三号中「第十条第二項」を「第八条第二項」に、「第九条第一項」を「第七条第一項」に、「第十条第一項」を「第八条第一項」に改め、同号を同表第二号とし、同表第四号を削り、同表第五号中「第十四条第二項」を「第十条第二項」に、「第十三条第一項」を「第九条第一項」に、「第十四条第一項」を「第十条第一項」に改め、同号を同表第三号とし、同号の次に次のように加える。

<p>四 特別措置法第十二条第二項に規定する認定資源生産性革新計画</p>	<p>特別措置法第十一条の規定による認定(特別措置法第十二条第一項の規定による変更の認定を含む。)</p>	<p>特別措置法第十二条第一項に規定する認定資源生産性革新事業者</p>
<p>五 特別措置法第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画</p>	<p>特別措置法第三十九条の二第一項の規定による認定(特別措置法第三十九条の三第一項の規定による変更の認定を含む。)</p>	<p>特別措置法第三十九条の三第一項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者</p>

附則第七条の五第三項及び第七条の六中「第七条第二項」の下に「若しくは第二十項」を加える。

附則第七条の七中「の農地保有合理化法人」を「に規定する農地保有合理化法人等」に、「平成元年度」を「平成二十一年度」に、「平成元年四月一日」を「農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)の施行の日」に改める。

附則第八条第一項中「第十六項及び第二十項」を「から第十七項まで、第二十一項

及び第二十二項」に改め、同条第二項中「第十七項、第十八項、第二十二項から第二十五項まで、第二十六項第二号及び第二十九項、第七十条の七第一項及び第二項」を「第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項、第七十条の八第一項及び第二項」に改め、同条第三項中「第十六項第二号又は第十八項」を「第十七項第二号、第十九項又は第二十二項第一号若しくは第五号」に、「同条第二十四項若しくは第二十五項」を「同条第二十九項若しくは第三十項」に改め、同条第四項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同条第五項中「第二十項」とあるのは「を」から第十七項まで、第二十一項及び第二十二項」とあるのは「第六項及び」に、「及び第二十九項」とあるのは「第二十九項及び第三十項」を「第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項、第七十条の八第一項及び第二項」とあるのは「第十七項、第十八項、第二十二項及び第二十五項まで、第二十六項第二号、第二十九項及び第三十項、第七十条の七第一項及び第二項」に、「又は第十八項」とあるのは「を」を「第十七項第二号、第十九項又は第二十二項第一号若しくは第五号」とあるのは「第十六項第二号」に、「同条第二十九項若しくは第三十項」に改め、「第七十条の四第二十四項」の下に「若しくは第二十五項」を加える。

附則第十条第一項中「第三十五条第一項」の下に「第三十五条の二第一項」を加える。

附則第十条の二第二項中「第十七号」を「第十六号」に改める。

附則第十一条の二の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第一項中「(という。)」の下に「又は同項に規定する特定保有株式(以下この項において「特定保有株式」という。)」を、「当該特定管理株式」の下に「又は特定保有株式」を加える。

附則第十二条第一項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の四第七項の改正規定及び附則第四項の規定 公布の日
 二 附則第五条第二項及び第十一条の二の二第一項の改正規定 平成二十二年一月一日
 三 第八十四条並びに附則第十条第一項及び第十条の二第二項の改正規定 平成二十二年四月一日

四 附則第十二条第一項の改正規定 平成二十三年一月一日
 (不動産取得税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の岐阜県税条例(以下「新条例」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 施行日前の改正前の岐阜県税条例(以下「旧条例」という。)第五十八条の六第一項及び第二項、第五十八条の七第二項及び第三項、附則第七条第六項、第二十項及び第二十四項並びに附則第七条の七に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 附則第一項第一号に定める日前に旧条例附則第七条の四第七項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従って事業の譲渡若しくは資産の譲渡(同項に規定する資産の譲渡をいう。以下この項において同じ。)を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画(同表第三号の上欄に掲げる計画を除く。)に従って同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第八条の規定は、施行日以後の新条例附則第八条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の旧条例附則第八条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二十八の二の項の次に次のように加える。

十八の二の二 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号。以下この項において「法」という。)に基づく事務(急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。)

- 1 法第三条第一項の規定により一般旅券の発給の申請を受けること。
- 2 法第三条第二項ただし書の規定により同条第一項第二号に掲げる書類の提出が必要であると認めること。
- 3 法第三条第二項第二号の規定により申請者の身分上の事実が明らかであると認めること。
- 4 法第三条第三項の規定により申請者が人違いでないこと等を確認すること及びこれを立証する書類の提示等を求めること。
- 5 法第八条第一項(法第九条第三項、法第十条第四項及び法第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により出頭を求めて一般旅券を交付すること。
- 6 法第八条第三項の規定により出頭を求めることなく一般旅券を交付すること。
- 7 法第九条第一項の規定により一般旅券に係る渡航先の追加の申請を受けること。
- 8 法第十条第一項ただし書の規定により一般旅券の記載事項の訂正の申請を受けること。
- 9 法第十二条第一項の規定により一般旅券の査証欄の増補の申請を受けること。
- 10 法第十七条第一項の規定により一般旅券の紛失又は焼失の届出を受けること。
- 11 法第十七条第三項の規定により届出者が人違いでないこと等を確認すること及びこれを立証する書類の提示等を求めること。
- 12 法第十九条第五項の規定により一般旅券の返納を受けること。

揖斐川町、大野町及び池田町

13 法第十九条第六項の規定により返納を受けた一般旅券を還付すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)により町が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事がした処分その他の行為に係るこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる町の長が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。

3 新条例により町が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が新条例の規定により当該事務を処理することとなる町の長に対しなされたものとみなす。

岐阜県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十一号

岐阜県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例

(設置)

第一条 経済情勢及び雇用情勢の悪化により高等学校等での修学が困難な生徒に対する修学の支援に要する資金に充てるため、岐阜県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により

保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関に対する債務(借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。)と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

岐阜県歯科技工士試験委員等設置条例及び岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十二号

岐阜県歯科技工士試験委員等設置条例及び岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(岐阜県歯科技工士試験委員等設置条例の一部改正)

第一条 岐阜県歯科技工士試験委員等設置条例(昭和四十二年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県歯科技工士国家試験委員等設置条例

第一条の表歯科技工士試験委員の項中「歯科技工士試験委員」を「歯科技工士国家試験委員」に、「規定する歯科技工士試験」を「規定する歯科技工士国家試験」に改める。

(岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二十三の表一の項中「規定する歯科技工士試験」を「規定する歯科技工士国家試験」に、「歯科技工士試験手数料」を「歯科技工士国家試験手数料」に改め、同表三の項中「規定する歯科技工士試験」を「規定する歯科技工士国家試験」に、「歯科技工士試験合格証明書交付手数料」を「歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料」に改め、別表第一三六の表十二の項中「第百十五條の二十九第二項」を「第百十五條の三十五第二項」に改め、同表十三の項中「第百十五條の二十九第三項」を「第百十五條の三十五第三項」に改める。

別表第二二の項第四号中「第百十五條の三十第一項」を「第百十五條の三十六第一項」に改め、同項第五号中「第百十五條の三十六第一項」を「第百十五條の四十二第二項」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年九月一日から施行する。ただし、第二条中別表第一三六の表十二の項及び十三の項の改正規定並びに別表第二二の項第四号及び第五号の改正規定は、公布の日から施行する。

岐阜県地域自殺対策緊急強化基金条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十三号

岐阜県地域自殺対策緊急強化基金条例

(設置)

第一条 自殺対策の強化を図るための事業に要する資金に充てるため、岐阜県地域自殺対策緊急強化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関に対する債務(借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。)と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年十二月三十一日限り、その効力を失う。

岐阜県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十四号

岐阜県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例

(設置)

第一条 介護職員の処遇改善等に要する資金に充てるため、岐阜県介護職員処遇改善等臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十五号

岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例

(設置)

第一条 地域密着型介護老人福祉施設等の整備事業に要する資金に充てるため、岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により

保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年六月三十日限り、その効力を失う。

岐阜県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十六号

岐阜県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例

(設置)

第一条 社会福祉施設等の耐震化整備事業及びスプリンクラー整備事業に要する資金に充てるため、岐阜県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (この条例の失効)
- 2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第五十七号

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例(平成二十一年岐阜県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県森林整備加速化・林業再生基金条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第五十八号

岐阜県森林整備加速化・林業再生基金条例

(設置)

第一条 間伐等の森林整備の加速化及び間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図るための事業に要する資金に充てるため、岐阜県森林整備加速化・林業再生基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関に対する債務(借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。)と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年六月三十日限り、その効力を失う。

岐阜県地域活性化・公共投資基金条例をここに公布する。

								認定の申請に 対する審査	
第八号(第五項)に規定する登録住宅性能評価法第六條第一項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合									
棟の戸数が三百を超えるもの	棟の戸数が二百を超えるもの	棟の戸数が二百を超えるもの	棟の戸数が百を超えるもの	棟の戸数が五十を超えるもの	棟の戸数が五十を超えるもの	棟の戸数が二十を超えるもの	棟の戸数が十を超えるもの	棟の戸数が十を超えるもの	棟の戸数が十を超えるもの
一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき
二〇九、〇〇〇円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	一九六、〇〇〇円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	一六〇、〇〇〇円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	一三三、〇〇〇円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	一〇七、〇〇〇円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	八七、〇〇〇円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	五七、〇〇〇円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	三一、〇〇〇円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	三一、〇〇〇円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	住戸の数で除して得た額
								掲げる場合の合	
								1	
								2	
								イ	
棟の戸数が百を超えるもの	棟の戸数が五十を超えるもの	棟の戸数が二十を超えるもの	棟の戸数が十を超えるもの	棟の戸数が十を超えるもの	棟の戸数が十を超えるもの	棟の戸数が十を超えるもの	棟の戸数が十を超えるもの	棟の戸数が十を超えるもの	棟の戸数が十を超えるもの
一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき
一、八七六、〇〇〇円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	一、〇一七、〇〇〇円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	五九四、〇〇〇円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	三三四、〇〇〇円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	一〇七、〇〇〇円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	八七、〇〇〇円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	五七、〇〇〇円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	三一、〇〇〇円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	三一、〇〇〇円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	住戸の数で除して得た額

第一条 地球温暖化対策等の環境問題の解決を図るための事業に要する資金に充てるため、岐阜県地域グリーンニューデール基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（目的外の取崩し）

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。
（この条例の失効）

2 この条例は、平成二十四年五月三十一日限り、その効力を失う。

平成二十一年七月十四日発行

発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社